

九州大学男女共同参画推進室規程

平成16年度九大規程第14号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成26年 9月29日
(平成26年度九大規程第32号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 男女共同参画推進のための具体的方策の計画及び実施に係る支援に関すること。
- (2) 男女共同参画状況の調査及び分析に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る情報発信等に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る相談体制に関すること。
- (5) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、次条に規定する室員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、職員のうちから総長が指名する。

2 室員は、室長の命を受け、推進室の業務及び事務を処理する。

(協力教員)

第7条 推進室に、協力教員を置くことができる。

2 協力教員は、男女共同参画の推進に関し専門的知識を有する教員のうちから総長が指名する。

3 協力教員は、室長の命を受け、推進室の業務の処理を助ける。

(事務)

第8条 推進室に関する事務は、事務局関係部課等において分担して処理し、総務部職場環境室が総括する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年度九大規程第 62 号）
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年度九大規程第 102 号）
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年度九大規程第 53 号）
この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大規程第 32 号）
この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。